

平成26年労働安全衛生調査(労働環境調査)
(ずい道・地下鉄工事現場票)

厚生労働省



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

事業所の名称・所在地

| ※ 都道府県 番号 | ※ 一連番号 | ※ 業種番号 | ※ 規模番号 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |

| ※ 労働保 険番号 | ※ 都道府県 | ※ 所掌 | ※ 管轄 | ※ 基幹番号 | ※ 枝番号 |
|-----------------|-----------|---------|---------|-----------|----------|
| | | | | | |

※ おそれいりますが、上記の事業所の名称・所在地に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

[記入上の注意]

- この調査票は、工事現場の安全管理の業務に通じている方が記入するようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照し、最後のページまで記入してください。
- 特にことわりのない限り、平成26年9月30日現在の状況について記入してください。
- 設問には複数回答可と表示がない限り、該当する番号1つに○印をつけてください。(複数回答可であるものは、回答欄が□のように網掛けになっております。)また、空欄には右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで答えてください。
- 調査票の提出は11月20日までをお願いします。

| | |
|-------|-----------------|
| 記入担当者 | 会社名(共同企業体名) |
| | 氏名 |
| | 電話 内線() |

2 頁解説

I 工事現場に関する事項

1 工事の内容

「**ずい道**」とは、トンネルのことをいいます。

「**ずい道新設**」工事とは、ずい道の新設に関する建設工事及びずい道の内面巻替え又は外巻きを行う工事並びにこれらに付帯する工事をいいます。

「**地下鉄新設**」工事とは、地下鉄道の新設を行う工事（地下鉄以外の鉄道線路におけるトンネルの新設工事を含む。）並びにこれらに付帯する工事をいいます。

2 工事の施工形態

「**共同企業体**」とは、数社の建設業者が共同連帯して請負施工することをいいます。

共同企業体の施工方式の「**共同施工方式**」とは、全構成企業がおのおの資金・人員・機械等を拠出して、事実上新組織を作り、合同計算により工事を施工する方式のことをいい、「**分担施工方式**」とは、各構成企業が工事を分割し、おのおの分担工事について責任をもって施工し、共通経費は拠出するが、損益については合同計算は行わない方式のことをいいます。

なお、共同企業体で建設工事を施工する場合、その構成員が基礎工事等の前工程と躯体工事等の後工程とに時間的に分割して施工する場合には「**分担施工方式**」とします。

3 工事発注者の種類

- ① 「**国**」・・・国(機関)例えば、省、庁、地方支分部局、国の独立行政法人（国立大学・病院を含む）
- ② 「**都道府県**」・・・都道府県(機関)例えば、都道府県庁、都道府県立の学校・病院、都道府県の独立行政法人
- ③ 「**市町村**」・・・市町村(機関)例えば、市町村役場、市町村立の学校・病院
- ④ 「**旧公団**」・・・住宅・都市整備公団（都市基盤整備公団、地域振興整備公団）、日本道路公団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団等を前身とするものをいいます。
- ⑤ 「**民営・その他**」・・・上記①、②、③及び④以外の事業所。例えば、JR各社、NTT各社等

4 工事の請負金額

事業者が注文者等からその工事に使用する工事用の資材等を支給されたり、機械器具等を貸与された場合は、支給された物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額を請負金額に加算してください。

また、消費税は請負金額に含めます。

5 工事期間

延べ工事日数については、工事開始から工事終了(予定)までの間の暦日数ではなく、実際に稼働する日数について 該当する番号に○をつけてください。

6 工事現場の労働者数

① 「**工事現場労働者**」とは、工事の行われている現場における作業業務に従事する労働者をいいますが、現場で労働する者であっても、事務員及び主として監督業務に従事する職長、組長等は含みません。

「**工事現場労働者**」に該当する者として、例えば、塗装工、配管工、土工及び資材運搬、守衛、夜警、建設用機械の運転等の業務に従事する労働者等があります。

- ② 「**下請労働者**」とは、一次下請及び一次下請以下の事業者からさらに業務の一部を請負っている事業者の労働者をいいます。
- ③ 「**粉じん作業従事労働者**」とは、①の労働者のうち切羽における掘削、コンクリートの吹付け、ずり積み・ずり卸し、セメント・骨材の混練、穿孔等の粉じんが発生する場所における作業に従事している労働者をいいます。

II 工事現場の作業環境に関する事項

問1

① 「**シールド工法**」とは、シールドとよばれる鋼製の殻によって地山の崩壊を防ぎ、それによって保護された空間内の前面で掘削作業を行い、後部では、覆工作業を繰り返しながらシールドを前進させ、トンネルを掘っていく工法をいいます。

② 「**山岳トンネル**」とは、鉄道・道路等にみられる山腹を貫くトンネルをいいます。

イ 「**ナトム工法**」とは、ロックボルト、吹付けコンクリート等の支保工によりトンネルの周辺地山が本来有する支持力を積極的に活用して、トンネルを掘っていく工法です。なお、「**ナトム工法**」は現在地下鉄工事等にも見られる工法であり、「**山岳トンネル**」特有の工法ではありませんが、「**山岳トンネル**」以外で「**ナトム工法**」を使用している場合は、回答欄中「**その他の工法によるトンネル(回答欄5)**」に○をつけてください。

ロ 「**山岳トンネル**」の「**その他の工法によるトンネル(回答欄3)**」とは、「**ナトム工法**」以外の在来工法によるトンネルをいいます。

③ 「**推進工法**」とは、下水道等の管路の施工方法で、鉄筋コンクリート管等の管体自身をジャッキで押し進めながら、管内の掘削を行い、管路を敷設する工法をいいます。

なお、セミシールド工法(刃口にシールドを装着したもの)、けん引式シールド工法(発進立坑側に備えたシールドの先端部にワイヤをかけ、引出側のけん引ジャッキで引っ張るもの)等、シールドを用いる工法であっても立坑のジャッキ等によって圧入又はけん引する方式のものは「**推進工法によるトンネル**」に○をつけてください。

問2

「**本坑完成時の長さ**」とは、ずい道工事の場合は本坑が完成した場合の本坑自体の長さをいい、地下鉄工事の場合は工区の長さをいいます。

I 工事現場に関する事項(平成26年9月30日時点)

| | | | | | |
|----------|-------|-------|--|--|--|
| 1. 工事の内容 | ずい道新設 | 地下鉄新設 | | | |
| | 1 | 2 | | | |

| | | | | |
|------------|-----------|---|------|---|
| 2. 工事の施工形態 | 施工形態 | | 施工方式 | |
| | 共同企業体である | 1 | 共同 | 1 |
| | 共同企業体ではない | 2 | 分担 | 2 |

| | | | | | |
|-------------|---|------|-----|-----|--------|
| 3. 工事発注者の種類 | 国 | 都道府県 | 市町村 | 旧公団 | 民営・その他 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| | | | | | |
|------------|--------|------------------|------------------|-----------------|-------|
| 4. 工事の請負金額 | 50億円以上 | 30億円以上 50億円未満 | 10億円以上 30億円未満 | 5億円以上 10億円未満 | 5億円未満 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| | | | | | |
|---------|--|--------------|---|--|--|
| 5. 工事期間 | 開始 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 終了(予定) 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 | | | | |
| | 延べ工事日数(日) | 180日未満 | 1 | | |
| | | 180日以上360日未満 | 2 | | |
| | | 360日以上540日未満 | 3 | | |
| | | 540日以上720日未満 | 4 | | |
| | | 720日以上 | 5 | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 6. 工事現場の労働者数 | (平成26年9月30日時点)の労働者数 | | | | | | | |
| | 工事現場労働者数(人) | | | | うち粉じん作業従事労働者数(人) | | | |
| | 元請労働者 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| | 下請労働者 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 合計 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | |

II 工事現場の作業環境に関する事項

問1 トンネルの種類は何ですか。

| | | |
|---------------|---------------|---|
| シールド工法によるトンネル | 1 | |
| 山岳トンネル | ナトム工法によるトンネル | 2 |
| | その他の工法によるトンネル | 3 |
| 推進工法によるトンネル | 4 | |
| その他の工法によるトンネル | 5 | |

問2 本坑完成時の長さは次のうちどれですか。

| | |
|------------------|---|
| 100m未満 | 1 |
| 100m以上500m未満 | 2 |
| 500m以上1,000m未満 | 3 |
| 1,000m以上3,000m未満 | 4 |
| 3,000m以上 | 5 |

3 頁解説

Ⅲ 粉じん抑制対策に関する事項

問 3

- ① 「**衝撃式削岩機**」とは、ビットに打撃を与えて穿孔(発破等の小孔をうがつこと)する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含まれます。
- ② 「**ポータブルコンベアー**」とは、建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいいます。

問 4

- ① 「**排気方式**」とは、切羽の汚染空気を風管で吸引し坑外に排出する方式です。
- ② 「**送気方式**」とは、坑外の新鮮な空気を送風機により風管を通して送り、切羽近くで放出する方式です。
- ③ 「**送排気併用方式**」とは、送気式によって新鮮な空気を供給するとともに、排気式によって汚染空気を排除する方式です。

SAMPLE

Ⅲ 粉じん抑制対策に関する事項

問3 下記の粉じんが発生する作業箇所がありますか。その作業箇所がある場合には、発生源にどのような抑制措置を取っていますか(発生源ごとに該当する番号に○をつけてください。)

| 粉じん発生源 | | 作業箇所 | | 発生源にかかる抑制措置 | | | | | |
|---------------------------------|---------------|------|---|-------------|---------|---------|------|------|---|
| | | 有 | 無 | 湿式型 | | (注)非湿式型 | | 措置なし | |
| 1. 坑内において鉱物等を動力により掘削する箇所 | 衝撃式削岩機を用いる箇所 | 1 | 2 | 1 | (注)非湿式型 | 2 | 措置なし | | 3 |
| | 衝撃式削岩機を用いない箇所 | 1 | 2 | 1 | (注)非湿潤化 | 2 | 措置なし | | 3 |
| 2. ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所 | | 1 | 2 | 1 | 非湿潤化 | 2 | 措置なし | | 3 |
| 3. コンベアー(ポータブルコンベアーを除く)へ積み卸す箇所 | | 1 | 2 | 1 | 非湿潤化 | 2 | 措置なし | | 3 |
| 4. 上記以外の粉じん作業箇所 | | 1 | 2 | 1 | 非湿潤化 | 2 | 措置なし | | 3 |

(注)「非湿式型」、「非湿潤化」とは、集じん機による粉じんの吸引、エアーカーテン等による粉じんのしゃ断等、湿式、湿潤化以外のすべての措置をいいます。

問4 換気のための通気設備がありますか。

| | |
|----|---|
| ある | 1 |
| ない | 2 |

換気方法は次のうちどれですか。

| | |
|---------|---|
| 排気方式 | 1 |
| 送気方式 | 2 |
| 送排気併用方式 | 3 |
| その他の方式 | 4 |

問5 工事現場で粉じん作業を行う場合、労働者に防じんマスク等を使用させていますか。

| | |
|----------|---|
| 使用させている | 1 |
| 使用させていない | 2 |

① 平成26年9月30日時点で、呼吸用保護具の種類ごとに使用している労働者数を記入してください(自社と下請の合計数をご記入ください。)

| 呼吸用保護具の種類 | 労働者数(人) | | | |
|---------------------|---------|--|--|--|
| 取替え式防じんマスク | | | | |
| 使い捨て式防じんマスク | | | | |
| 電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) | | | | |
| その他 | | | | |

② 防じんマスク等の使用状況についてお答えください。

| | | |
|------------------|-------|---|
| 粉じん作業を行う労働者の使用状況 | 全員使用 | 1 |
| | 過半数使用 | 2 |
| | 一部使用 | 3 |

4 頁解説

IV 工事現場の呼吸用保護具に関する事項

問6

- ① 「**呼吸用保護具**」は、日本工業規格(JIS)に定められたものをいいます。
ここでいう「呼吸用保護具」は呼吸用保護具のうちの給気式とし、ろ過式は除きます。(ろ過式は防じんマスク等をいいます。)
給気式には送気マスク(COマスク)と自給式呼吸器があり、「送気マスク(COマスク)」にはホースマスク(離れた場所の大気を着用者の肺力で吸引するもの及び離れた場所に設置した送風機で送気するもの)、エアラインマスク(離れた場所に設置した空気源から圧縮空気を送気するもの)及び複合式エアラインマスク(通常はエアラインマスクとして使用し、非常時に空気呼吸器に切り換えて使用するもの)が、自給式呼吸器には「**空気呼吸器**」(着用者が携行する高圧空気ボンベから空気を供給するもの)及び「**酸素呼吸器**」(着用者が携行する高圧酸素ボンベ又は酸素発生装置から酸素を供給するもの)があります。
- ② 呼吸用保護具の種類(区分)で「**その他**」とは、空気呼吸器、COマスク、酸素呼吸器以外のものをいい、具体的には酸素発生式自己救命器、簡易救命器等をいいます。

V 測定に関する事項

- 問8 「**ガイドライン**」とは、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成12年12月26日基発第768号の2)をいいます。

SAMPLE

Ⅳ 工事現場の呼吸用保護具に関する事項

問6 防じんマスク等以外の呼吸用保護具を備えていますか。(作業で使用するもの)

| | |
|--------|---|
| 備えている | 1 |
| 備えていない | 2 |

35

呼吸用保護具の種類を記入してください。

| 区分 | 空気呼吸器 | COマスク | 酸素呼吸器 | その他 |
|----|-------|-------|-------|-----|
| 元請 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 下請 | 1 | 2 | 3 | 4 |

36

37

Ⅴ 測定に関する事項

問7 下記の項目について測定を実施していますか。また、実施している場合は、測定頻度について該当する番号に○をつけてください。

| 測定項目 | 実施の有無 | |
|-------|-------|---|
| | 有 | 無 |
| 炭酸ガス | 1 | 2 |
| 一酸化炭素 | 1 | 2 |
| 気温 | 1 | 2 |
| 粉じん | 1 | 2 |

38

40

42

44

| 測定頻度 | | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----|
| 半月以内に1回 | 1月以内に1回 | 2月以内に1回 | 半年以内に1回 | その他 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

39

41

43

45

【問8は、前記問7の粉じんの測定が「実施有」と記入した場合のみお答えください。】

問8 測定はどの場所で実施しましたか。また、実施した場合は、最近の測定値の最高値はどれくらいでしたか。それぞれの場所ごとに該当する番号に○をつけてください。

| 測定場所 | 実施の有無 | |
|---------------------------------|-------|---|
| | 有 | 無 |
| 切羽から50m地点での測定方法(ガイドラインに基づく測定方法) | 1 | 2 |
| 個人サンプラーを用いた測定方法 | 1 | 2 |
| その他 | 1 | 2 |

46

48

50

| 測定値の最高値 | | | | | | |
|-----------------------|---|---|---|--|---|-----------------------|
| 1mg/m ³ 以下 | 1mg/m ³ 超 2mg/m ³ 以下 | 2mg/m ³ 超 3mg/m ³ 以下 | 3mg/m ³ 超 5mg/m ³ 以下 | 5mg/m ³ 超 10mg/m ³ 以下 | 10mg/m ³ 超 50mg/m ³ 以下 | 50mg/m ³ 超 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

47

49

51

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。